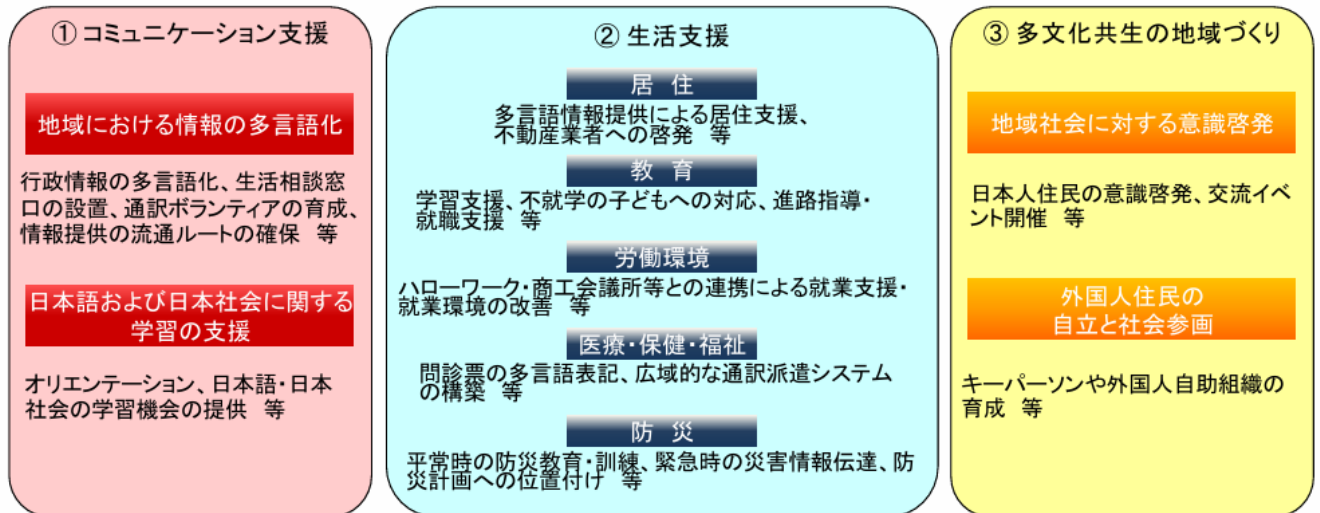


す ひ の し こくさいこうりゅうきょうかい
図A: 日野市国際交 流 協 会 の 2025ビジョン「やるべき事業」



す そうむしょう ちいき たぶんかきょうせいすいしん しさく
図B: 総務省の「地域における多文化共生推進プラン」の施策

2. 地方自治体の指針・計画において記述すべき施策



また、総務省の通達において、「地域における多文化共生推進プラン」を実施するための意義がいくつか示されていますが、その1つが「外国人住民の人権保障」であり、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」の理念に合致した活動を行うということになります。

外国人住民の人権保障の根底にある「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」の理念

- すべての人間が生まれながらにして尊厳と権利を持ち、平等にそれを享受すべきである
- 人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を助長し及び奨励する

以上のように、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」を基にして作られた日野市国際交流協会の2025ビジョン「やるべき事業」は、「外国人住民の人権保障」という意義を担って作られた多文化共生施策の地域活動なのです。